

2025年10月4日（土）、うみかぜテラスにおいて「第50回海岸地区市民集会」を開催しました。海岸地区的市民65名をはじめ、市長を含む行政担当者9名、市議会議員5名、まちから協議会運営委員18名が出席し、今年度のテーマ「“津波災害警戒区域指定”を受けての地域の取り組み」について意見交換を行いました。当日は、今年改定された「津波ハザードマップ」に関する行政からの説明、まちから協議会による取り組みの報告（1～4）、および質疑応答を行いましたので、その概要をご報告いたします。

主催者挨拶 海岸地区まちから協議会 会長 林 正明

海岸地区市民集会は本年で50回目、海岸地区まちから協議会が主催して10回目を迎えます。

9月には、茅ヶ崎市より改定版「茅ヶ崎市津波ハザードマップ」が全戸配布されました。詳細で分かりやすく作成されていますので、ご自身の地域の状況を確認し、避難方法や備えについて考えるきっかけとしていただければと思います。

本日の集会では、この最新情報を踏まえ、行政の考え方と海岸地区まちから協議会の取り組みをご報告し、皆さまと意見交換を行います。

佐藤市長が就任された年の市民集会では、鉄砲道から国道134号線までの雄三通り歩道のバリアフリー化を要望しました。市長を先頭に県への働きかけが行われ、翌年度に工事が始まり、令和8年度には完成予定です。車椅子の方も安心して通行できる歩道が整備されます。このことは、市民集会が単なる顔合わせではなく、住民の真摯な声が行政を動かす場であることを示しています。本日の市民集会が、未来へ向けた前向きで実りある対話の場となることを心より願っております。

1 防災力の基本（自助・共助・公助）

防災力の基本である自助・共助・公助について確認し、共通認識としたいと思います。災害発生時に意識がバラバラだと、行動に統一性を欠き、危険が増す恐れがあります。さらに誤情報やデマが広がる可能性もあります。皆さんのが共通認識を持つことで、こうしたリスクを少しでも減らせると考えています。

自助・共助・公助の並びについて、「なぜ公助が最後なのか」とよく聞かれます。これは地震などが起きた際の行動順序を示しています。地震が来たら、まず自分の命を守る行動=自助です。“助けを待つ人”にならないため、家具の固定やけが防止対策など、平時の備えも自助に含まれます。

自分の身を守れた後には、共助として周囲を助ける行動が可能になります。地域の被災状況の報告や救急要請など、地域住民にしかできない役割があります。また、安否確認、要支援者の支援、移動式ホース格納箱の活用など、地域コミュニティでの防災対策も共助となります。

公助としては、市もまず自身の身を守ったうえで災害対策本部を立ち上げ、関係機関と連携し、二次



自然災害危機管理士・防災士 山田 秀砂

災害の防止や緊急輸送道路の確保、避難所開設、物資配給などを行います。

また、住民から得た情報に基づき、適切で迅速な対応に入ります。国は自衛隊の派遣や災害救助法による支援、復旧・復興へ向けた準備を進めます。

この流れが、自助・共助・公助の役割分担であり、災害を乗り越えるための最強の連携となります。

次に公助の位置付けについて説明いたします。茅ヶ崎市地域防災計画は、災害対策基本法に基づく国の防災基本計画を基準とし、神奈川県の計画と整合性を持たせて策定されています。

災害時、市は13項目の応急対策業務に取り組むこととなり、これに加えて通常業務も継続しなければなりません。そのため、市庁舎に災害対策本部を設置して対応します。こうした多くの業務を見ると、公助には限界があることが分かります。大規模災害になるほど、公助は小回りが利かなくなってしまいます。

阪神淡路大震災の調査では、救助された方の約70%が自助・共助によるものでした。この数字からも、自助・共助の重要性が分かります。

● 災害発生に伴い行政が取り組む応急対策業務

- ① 消火、救助・救出
- ② 避難所の開設・運営、車中泊・在宅避難者支援
- ③ 応急危険度判定
- ④ 物資の受け入れ・仕分け・配送の調整
- ⑤ 要配慮者の施設への受入調整
- ⑥ 道路や下水道の点検・応急復旧
- ⑦ 安否不明者の確認、遺体の収容対応
- ⑧ 災害ごみ置き場や収集等の調整
- ⑨ ボランティアセンター設置調整・ニーズ情報収集
- ⑩ 保育園、学童保育、小中学校の再開
- ⑪ 住家被害の認定・罹災証明の発行
- ⑫ 仮設住宅の設置
- ⑬ 派遣要請
(他自治体職員、自衛隊、消防、警察、DMAT など)

公助の課題は主に 2 つあります。

1. 職員不足

災害時には避難所運営や住民対応など自治体職員の業務は多岐にわたり、すべてに十分に対応するのが困難な状況です。

2. 住民要望への対応

自治体職員への調査でも、災害時の住民要望として多いのは、「正確で迅速な情報提供」「避難所の開設」「適切な避難指示」「支援物資の情報提供」などが挙げられています。

対策としては、訓練の強化や SNS・ウェブサイトを活用した情報収集・発信、現地への迅速な職員派遣、コミュニケーションツールの導入などが進められています。多くが“情報”に関する課題であることから、海岸地区でも来期は情報受伝達の再構築に取り組みたいと考えています。

調査結果は、実際に対応した職員の率直な声であり、私たちも参考にすべき点が多いと感じています。公助に限界があるからこそ、自助・共助の重要性がさらに高まります。行政が公助としての業務に速やかに取り組めるよう、平時から地域住民が考え、行動することが最終的に私たち地域住民にとってプラスに働くものと考えています。

ポイント 災害時は決断の連続であり、自ら選択し行動しなければなりません。知識や情報の取得、防災訓練への参加は必須です。公助が十分に届くまでの「7 日程度」を支えるのは、自助・共助の力です。自助・共助が機能してこそ、公助が活かされます。この連携こそが地域の防災力。大きな組織を動かすには時間を要することを理解しましょう。災害は地域住民と公助の協力なくして乗り越えられません。

海岸地区では、お互いの信頼を大切にしながら、これからも取り組んでまいります。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

2 津波災害警戒区域指定に基づく津波避難対策

茅ヶ崎市くらし安心部防災対策課

1 「公助」による津波対策の取り組み

公助による津波対策は、次の 2 つに区分されます。

1. 津波情報発表時

- 津波警報や大津波警報が発表された場合、避難が必要な地域に対して、防災行政用無線などを通じて市が避難指示を発令
例: 7月30日カムチャツカ半島沖地震による津波の際に避難指示を発令

2. 平時の公助の取り組み

- 県から津波災害警戒区域の指定を受け、津波ハザードマップを更新
- 津波避難対策の見直し
- 津波一時退避場所の協定の見直し
- 津波避難に関する周知啓発

津波避難対策については、海岸地区まちから協議会の皆さんとの意見も伺いながら、休日や夜間の発災で学校職員不在時の学校内への避難対策について教育委員会と検討を進めています。

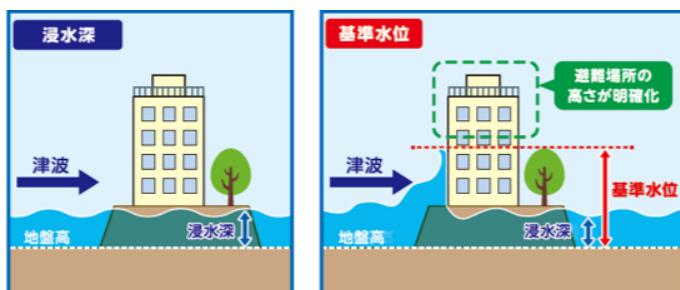
2 新たな津波ハザードマップの特徴

1. 基準水位の反映

新たな津波ハザードマップでは「基準水位」を示しています。基準水位は浸水深に津波が建物に衝突してせり上がる高さを加えた水位です。

この図を例にした場合、浸水深では 1 階部分でも津波の影響はないと想定されますが、基準水位では 2 階まで津波の影響が及ぶため、3 階以上へ避難する必要があることがわかります。

基準水位が示されることで、避難すべき高さがより明確になりました。



2. 大津波警報発表時の避難対象地域の表示

津波避難に関する情報は3種類の警報があります。予想される津波の高さにより、それぞれ気象庁から発表されます。

名称	発表される津波の高さ
大津波警報	3mを超える場合
津波警報	1m超~3mの場合
津波注意報	20cm~1mの場合

津波ハザードマップ裏面の地図に東西へ引かれた紫色のラインが避難対象地域です。これは津波発生時に避難が必要な地域で、浸水が想定される区域を含む字・丁目を基本に市が指定しています。

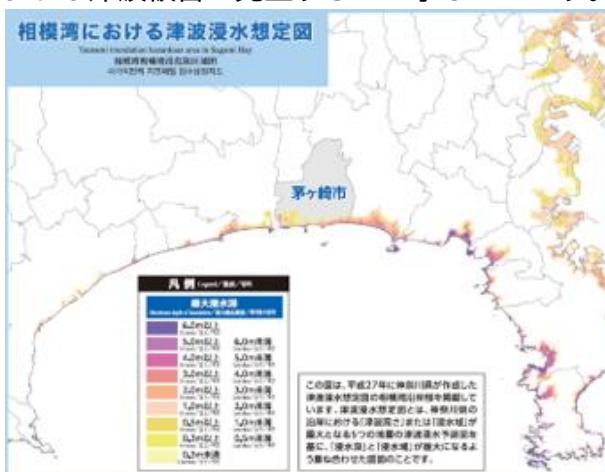
県が公表する「神奈川県西部地震」の津波浸水予測図では、茅ヶ崎市で津波警報相当の津波が発生した場合、国道134号線より北側は浸水しないとの想定があります。これは、茅ヶ崎市沿岸部に高さ3m程度の津波が到達した場合の浸水想定で、浸水範囲は国道134号線より南側に限られるとされています。

このため、7月30日の津波警報時には、国道134号線より南側の地域に避難指示を発令しました。



3. 相模湾の津波浸水想定図と30cm津波到達時間

市民の皆様から茅ヶ崎市の津波の想定は甘いのではないか、他市の津波の浸水想定はどうなっているのかとの意見をいただくことがあります。そこで、相模湾全体の津波浸水想定図を掲載し、広域的にどのような津波被害が発生するかを示しています。



3 津波避難の考え方

1. 津波避難の原則

避難対象地域の外へ避難することが原則です。浸水想定区域にとどまると孤立状態となり、長時間取り残されるなどのおそれがあります。

しかし、津波は洪水や高潮などとは異なり、到達までの猶予が短いため、避難対象地域の外へ出られない場合は、最寄りの津波一時退避場所などの高い場所へ避難します。

どこまで避難すればより安全かを示す目安が、避難目標ラインです。このラインは津波ハザードマップには掲載されていませんが、市では避難の目安となる目標ラインを設定しました。

●避難目標ライン（ハザードマップに記載なし）



西から東に向かって、

国道1号～南湖通り～鉄砲道～学園通り～松浪コミセン前

2. 津波の到達時間について

「30cmの津波到達時間」をもとに、自らの避難行動を平時のうちに考えておくことが大切です。

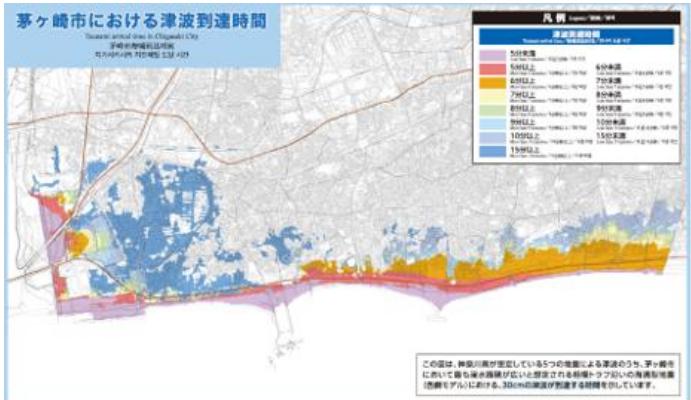
国の指針による避難可能距離は、避難時の歩行速度を秒速1m（分速60m）で、地震発生2分後に避難開始した場合に、どの位の距離を避難できるかを示したもので、例えば、津波の到達時間が7分なら約300m、10分なら約480mが避難可能距離の目安です。

この分速60mという速度は、老人自由歩行速度や群衆歩行速度、地理不案内者歩行速度等の平均の速度とされています。身体障がい者などの歩行困難な方はその半分の距離が目安となります。

ご自宅の30cmの津波の到達時間を確認し、どのくらいの距離を避難できるか平時に確認しておいてください。

津波が早く到達する地域では、地震発生後に確認していく間に合わないおそれがあります。事前に津波ハザードマップを確認し、避難対象地域の外へ避難するのか、最寄りの津波一時退避場所に避難するのかを検討しておくことが重要です。

海岸地区では、国道134号線付近から鉄砲道まで約700mあります。ご自身のお体の状態などを考慮して、平時から避難行動を考えておいてください。



3. 避難先について

避難先は次の2種類があります。

- 指定緊急避難場所（津波）

避難対象地域の外にある緊急に避難するための施設です。



下記の公立小中学校8か所を指定しています。

① 松浪小学校	⑤ 梅田小学校
② 松浪中学校	⑥ 梅田中学校
③ 浜須賀中学校	⑦ 鶴嶺小学校
④ 茅ヶ崎小学校	⑧ 今宿小学校

- 津波一時退避場所（津波避難ビル・津波避難地）

避難対象地域内で一時的または緊急に避難する建物や場所です。津波ハザードマップ更新にあたり、「津波避難ビル」と「津波避難地」に区分しました。

【津波避難ビル】



避難対象地域の外へ避難できない方が緊急に避難する建物。協定マンションや公立小中学校9校が該当します。

現在、津波災害警戒区域の指定を受け、避難対策の見直しを進めています。これまで、原則として建物の3階以上を津波一時退避場所に指定していましたが、今後は基準水位以上の高さに変更する予定で、協定先と協議しながら見直していきます。併せて、新たな避難先の確保も進めています。

津波一時退避場所に関する最新情報は市ホームページで随時更新しますので、ご確認ください。

【津波避難地】



避難対象地域の外へ避難できない方が緊急に避難する敷地。避難対象地域内にある高台などで、基準水位よりも高い場所です。

現在、下記の4か所を指定しています。

① 茅ヶ崎ゆかりの人物館	③ 茅ヶ崎館
② 恵泉幼稚園	④ 柳島しおさい公園

指定緊急避難場所、津波避難ビル、津波避難地の3種類は、いずれも津波からの避難先であり、いざという時の「逃げ先」として認識してください。

皆さんはここまで説明を踏まえ、津波発生時にはどこに避難したら良いかをイメージされていると思いますが、果たして容易に避難ができるのでしょうか。



大きな地震の直後は、家具の転倒やガラスの飛散などで、すぐに避難を開始することができません。私も能登半島地震後、茅ヶ崎市からの派遣職員として石川県志賀町で給水支援に当たりましたが、被災者の方から「テレビがふつ飛んできた。倒れてきた家具で身動きがとれず、すぐに避難なんてできなかった」と当時の状況を伺いました。

このため、避難先を考える際に重要なのが「津波避難の心得」です。

- 避難を考える際に重要な「津波避難の心得」

逃げるための備え	【平時からの対策】 家具の転倒防止や窓ガラスの飛散防止など
逃げるときの備え	【日頃から準備】 非常持出品や懐中電灯を玄関に用意など

いずれも「自助」が重要となります。

4 津波避難訓練の実施

11月8日（土）午前9時30分～10時30分頃に津波避難訓練を実施します。訓練対象地域は、海岸地区では「東海岸南」が対象となります。

- 訓練内容

① 情報受伝達訓練	大津波警報発表（訓練）等の情報を確認
② シェイクアウト訓練	地震から身を守る安全行動
③ 津波避難訓練	予め考えた避難先へ避難

海岸地区周辺の津波一時退避場所は、7ページに記載されている「海岸地区周辺の津波一時退避場所」とおりで、当日の避難スペースは現在調整中です。

市ホームページに近日掲載予定ですので訓練前にご確認ください。

訓練前に、30cm津波の到達時間をもとに、自身の避難行動や避難経路を確認してください。訓練時には、避難経路に危険な箇所がないか、避難に要した時間、別の避難先・避難経路などについても確認してみてください。また、避難時に持参が必要なものについても、夜間であれば懐中電灯の必要性など様々な状況を想定して確認してください。

津波避難訓練の詳細は、市ホームページに掲載されますので、事前にご確認をお願いします。

質疑応答

【質問】東海岸南五丁目自治会員

津波ハザードマップの信頼性を、説明してほしい。まちぢから協議会でも周知・啓発に努めてほしい。

【回答】座長

海岸地区では、昨年12月と今年6月に津波対策の説明を行いました。防災対策課も、各自主防災会の要望に応じて説明会を開催できることです。今後も、まちぢから協議会や自主防災会が、防災対策課と連携して、周知・啓発に努めていきます。



【質問】東海岸南四丁目自治会員

- ① 気象庁の警報に基づく市の避難指示について、警報・注意報に応じた適切な避難行動を教えていただきたい。
- ② 11月8日の津波避難訓練は、どのような時間帯や気象条件を想定して実施するのでしょうか。

【回答】防災対策課 課長補佐

- ① 冷静な判断と行動が重要と考えます。平時から津波ハザードマップを確認し、リスクを踏まえ適切な避難行動がとれる準備が必要です。
- ② 相模トラフを震源とするマグニチュード8.7の地震が発生し、気象庁から相模湾・三浦半島に大津波警報が発表された想定です。時間帯や気象状況は当日の条件です。



【質問】パシフィックガーデン茅ヶ崎自治会員

津波ハザードマップに掲載されている津波避難ビルは、市と「緊急避難で建物が損傷した場合は市が負担する」などの協定を結んでいる建物でしょうか。

【回答】防災対策課 課長補佐

掲載しているマンション等の各津波避難ビルは、すべて市と協定を締結しております。

【質問】東海岸南三丁目自治会員

- ① 各津波避難ビルに避難できる人数や毛布などの備蓄が配備されているのか教えていただきたい。
- ② 防災行政用無線の放送だけでは分かりにくい場合があるため、海岸の状況が分かる映像配信などの仕組みを作っていただきたい。

【回答】防災対策課 課長補佐

- ① 収容人数や避難スペースは市ホームページに掲載しています。備蓄は主に簡易トイレやトイレの凝固剤で、置かれていない施設もあります。
- ② 防災行政用無線以外にもメール配信、テレビ神奈川での文字情報、SNSなどで周知しています。津波情報の映像配信は、市ホームページで一部地域のライブカメラ映像が確認できます。

【質問】東海岸南一丁目自治会員

津波避難ビルは、津波ハザードマップ上で「緊急避難の際に発生した施設及び備品の破損については、協定に基づき市が費用負担します。」とありますが、津波避難地も同様の対応となるのでしょうか。

恵泉幼稚園は夜間閉園しており、ガラスを割って侵入しなければなりません。その場合も市が負担でくるのでしょうか。

【回答】防災対策課 課長補佐

津波避難ビル、津波避難地どちらも同様の対応です。なお、恵泉幼稚園の避難スペースについては、現在、園庭を指定しております。

【質問】東海岸南一丁目自治会員

園庭を避難場所とした場合、雨天時などでも外に避難することになり、適切ではないのではないかでしょうか。

【回答】防災対策課 課長

津波避難地は、津波避難ビルのように上階へ避難する施設とは異なり、その敷地に入ることで命を守る場所という位置づけとなっています。施設内に侵入できるかは、管理者との協議で決めていきます。

【回答】東海岸南一丁目自治会長

今年7月に東海岸南一丁目自治会と防災対策課、恵泉幼稚園で協議し、新たな協定書を締結しました。避難スペースは園庭としていますが、特別な事情がある方については、施設内への侵入を認めるといった意思疎通を行いました。夜間や閉園時については、恵泉幼稚園側と協議を進めているところです。

【質問】東海岸北五丁目自治会員

高齢者や障がい者、子どもなどの避難についてはどのようなお考えなのか。特に在宅介護の高齢者は、自助による避難は難しいと考えています。

【回答】防災対策課 課長

要配慮者がいるご家庭には、個別避難計画の作成を推奨しています。それぞれお体の状況に応じて、近くの避難場所への水平避難ができるのか、自宅の上階へ垂直避難するのかなど、事前に自助の準備をしておくことが重要と考えています。

【質問】東海岸北二丁目自治会員

茅ヶ崎公園野球場については、避難スペースとして想定されるのは、グラウンドや観覧席など決まっていますか。またテント等を張ることは可能ですか。

【回答】東海岸南一丁目自治会長

近隣の東海岸南一丁目自治会では、茅ヶ崎公園野球場と隣接するうみかぜテラスで、夜間・休日を想定した避難訓練を年1回実施しています。震度5弱以上で解錠されるキーBOXを使い、施設内に入り3階へ避難する訓練です。恵泉幼稚園についても、要支援者の避難先として利用できるよう協議を進めています。野球場については、夜間・休日の侵入方法や適切な避難スペースについて、防災対策課と協議中です。津波避難ビルであるため、避難スペースは観覧席が対象となると思います。

【要望】東海岸南二丁目自治会員

津波ハザードマップの黄色いゾーンは、家屋の倒壊の恐れもなさそうなので、垂直避難でもよいと思っています。避難は自己判断・自己責任だと思いますが、垂直避難する際のメリット・デメリットについて、行政側でまとめ、参考資料として提示してほしい。



【質問】海岸地区自治会員

津波ハザードマップの「基準水位の目安」では、「30cmで避難行動がとれなくなる」「1mでほとんどの人が亡くなる」と記されていますが、イメージが湧かないので、教えていただきたい。

【回答】防災対策課 課長補佐

浸水の深さが30cmと聞くと大したことがないよう思いますが、津波の場合は水に流れがあります。特に住宅街の細い路地では勢いが増して流れるため30cmでも避難行動が困難になります。30cmの津波の到達時間が避難行動に影響を与える恐れがあるため、津波ハザードマップにその内容を記載しています。

3 「共助」 地域の取り組み 東海岸南六丁目自治会長 西村 和明

海岸地区まちから協議会は、自治会をはじめ、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、青少年育成推進協議会、地域包括支援センター、体育振興会などの団体で構成され、知識や情報を共有します。

● 災害発生時の主な4つの活動

1. 行政とともに避難所の開設・運営

海岸地区では、第一中学校と東海岸小学校が避難所として指定されています。

2. 津波避難ビルでの誘導・管理

茅ヶ崎市が指定する津波避難ビルでの、避難誘導や現場の管理を行っています。

3. 避難行動要支援者への支援

支援が必要な方の避難を地域でサポートします。

4. 障害物の撤去など応急対応

緊急車両等が活動しやすいように障害物の撤去など、地域の安全確保に努めます。

● 日ごろの取り組み

1. 防災訓練の実施

・海岸地区全体の防災訓練を年1回実施。

(東海岸小学校、第一中学校)

・各自治会においても、それぞれ防災訓練や備蓄整備や訓練を実施。

2. 地域独自の防災マニュアル作成

地震・津波、火災など、各災害の防災マニュアルを作成し、住民の行動指針として活用。

3. 行政と連携して防災情報の発信

海岸地区まちから協議会は、地域の各団体のまとめ役として情報共有や意見交換を行い、行政と住民をつなぐ役割を担っています。

こうした取り組みの積み重ねが「共助」となり、多くの住民が防災知識を身につけ、まず自分と家族の身を守り、その上で近所の方々や地域が必要とする支援、援助をすることが重要だと考えています。

● 今年度の主な取組

1. 津波避難ビル等の再確認

津波災害警戒区域指定を受けて、津波避難ビル等の再確認を行いました。各施設の侵入経路や避難場所を現地で確認しました。11月8日の津波避難訓練において実態調査を行う予定です。

2. 津波警報発表時の避難意識アンケート

津波警報発表時の避難意識を調査しました。この結果をもとに、防災対策課や第一中学校、東海岸小学校等と協議し、避難行動や受入体制について共通認識を持つことができました。

海岸地区における津波避難ビル等として茅ヶ崎市と協定を締結している施設等は、右表の通りです。

3. 実際の避難行動

意図した活動ではありませんが、7月30日に津波警報が発表され、津波避難ビルが開放されました。幸い被害はありませんでしたが、避難行動が行われ、貴重な経験と情報を得ることができました。

● 海岸地区周辺の津波一時退避場所

区域	名称
東海岸北一丁目	スリーウッド湘南
東海岸南一丁目	ザ・パークハウス茅ヶ崎東海岸南 ライツ茅ヶ崎東海岸
東海岸南二丁目	クレール東海岸 ヴエルビル東海岸 キハイツ東海岸 シティ茅ヶ崎東海岸
東海岸南三丁目	パークハイム茅ヶ崎東海岸南 東急ドエル・シーサイドコート茅ヶ崎東海岸南
東海岸南四丁目	ネオ・サミット茅ヶ崎 ヴェレーナグラン茅ヶ崎東海岸 第一中学校 東海岸小学校
東海岸南六丁目	パシフィックガーデン茅ヶ崎 茅ヶ崎ゆかりの人物館
中海岸三丁目	うみかぜテラス 茅ヶ崎公園野球場 恵泉幼稚園

4 「自助」 災害に備えて 東海岸南四丁目自治会長 中村 嘉人

津波に限らず、災害全般に共通して、日ごろから家族で「災害時にどう行動するか」を話し合っておくことが重要です。災害時にまず守るべきは、自分と家族の命です。

大きな地震では、建物被害がなくても倒れてきたタンスやテレビなどでけがをする事例が多く、夜間はさらに危険が高まります。家具の固定や耐震化、壁やカーテンなどの耐火・防火対策などを、日ごろから行っておくことが重要です。

自助のポイントとして、次の3点が挙げられます。

1. 家族の安否確認方法を決めておく

災害時は電話やネットがつながりにくくなるため、安否確認手段を家族で共有しておくことが大切です。

● 災害用伝言板 (web171)

災害発生時に家族知人などの安否を確認するためのインターネットを利用した災害用の伝言板です。利用する全員で登録番号を共有しておきましょう。

詳細はNTTのホームページをご確認ください。

● 災害用伝言ダイヤル (171)

災害発生時に家族や知人の安否を確認する声の伝言板です。利用する全員で固定電話または携帯電話の番号を決めておきます。毎月1日・15日に無料体験ができます。ぜひ一度体験してみてください。
※携帯電話ではweb171と171が連携しています。

2. 避難場所と避難経路の確認

自宅から避難する避難場所や避難経路を家族で確認しておくことが重要です。また外出先で被災する可能性もあるため、学校や職場など外出先での避難場所、避難経路も確認しておくことも大切です。

3. 災害用備蓄 (ローリングストックを活用)

災害時に備える備蓄方法として「ローリングストック」があります。大災害では救援物資がすぐ届かず、東日本大震災ではコンビニやスーパーなどに人が殺到し、あっという間に商品がなくなりました。

これまで備蓄は3日分と言われてきましたが、都市部の直下地震などでは流通が止まり、1週間以上が望ましいという専門家の意見もあります。

ただし、1週間分と言われると、大量の備蓄を感じますが、非常食だけに頼らず、普段の食品や台所のストックを活用すれば意外と確保できます。



例えば、最初の3日間は普段から少し多めに買い置きの食品で対応し、次の3日間はローリングストックしている食材等で賄うことができます。

ローリングストックとは、日常的に使う食品等を多めに購入し、消費期限の近いものから使って補充する方法です。この方法によって、普段食べ慣れた食品を災害時にも食べられるため安心です。また、食べ物に限らず、ティッシュペーパーや常備薬など

もローリングストックしておくことも重要です。車のガソリンなども、残量が半分になったら補給するようにしておくと、いざという時に助かります。

以上の3つが、自助に関するポイントです。

最後に、災害時にまず守るべきは、自分と家族の命です。日ごろから行政の情報が発信する情報などを確認し、家族で共有しておくことで、有事の際に落ち着いて行動することができます。

市長のまとめ

佐藤 光 市長



ありがとうございました。本日のまとめということですが、この津波ハザードマップに則って、津波避難訓練を行ってみなければ、まとめられないかなと考えています。

誤解を恐れず言えば、11月8日に実施する避難訓練については、多少失敗があっても良いかなと思っています。様々な失敗を経験することで課題が浮き彫りになり、実際に津波が発生した際に、落ち着いて行動できることにつながる訓練になればと考えています。

また、訓練時に津波避難ビルとして、施設をご提供いただける方々には、感謝しなければなりません。海岸地区とはまた異なる話かもしれません、7月の津波が発生した際に鎌倉では、外国人観光客が近くの小中学校の教室に避難しました。しかし、外国人の方々は、日本の学校の教室になかなかに入る機会がないため、写真撮影をするなど、避難所の混乱を招いたそうです。

閉会の挨拶

海岸地区まちぢから協議会
副会長 丸山 泰

本日は誠にありがとうございました。有意義な時間となりました。公助、共助、自助については、ワンチームで行動することで、地域全体の安全を確保できるのではないかと考えております。

また、今回いただいた意見の中で、まだまだこの津波ハザードマップ等の周知が足りないということもありました。これにつきましては、自主防災会やまちぢから協議会が、防災対策課と連携しながら、説明会を開催するなどして周知に努めていきます。

そして、自助については、日ごろから家族と話し合っておいていただきたいということと、自分の家族だけでなく、近くに親戚の方々はいないかなどについても話し合っておいていただきたいと思います。津波警報によって電車が止まってしまい、自分が帰宅困難者になった場合、近所に親戚がいるかいないかで、子どもたちの対応は大きく変わってくるかと思います。これについては、防災訓練等に若い世代の方々にも参加していただく必要があります。市としても、学校の授業参観の機会などを活用した防災訓練を行うなど、教育委員会と協議しているところですが、なかなか実現は難しい状況です。

また、市では災害の種類によって災害対策本部を立ち上げます。台風の場合は、3~4日前には災害の予測が可能なため、事前に災害対策本部を立ち上げ、避難所の開設などについて検討することができます。しかし、津波の場合は、すぐに災害対策本部を立ち上げることができません。そのため、本日議論していただきました自助、共助がとても重要な役割を果たすことになります。

11月8日に実施する津波避難訓練で得られた経験をもとに、有事の際に落ち着いて行動ができるような避難訓練にしていただきたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ひとつ市長へのお願いがあります。本日の市民集会もそうですが、市職員の方々の出席がありません。

深夜や休日においては、我々と一体となって共助の役を担っていただきたいと思っております。そのために顔の見える関係でいたいと考えております。防災訓練においても、配備職員や防災対策課の職員以外の海岸地区在住の職員の方々にも参加していただきたいと思います。以前、市長から「市の職員を地域活動に参加させていきたい」と伺いました。

海岸地区に在住の職員の方々も、まちぢから協議会と共に行動できるよう、ご協力をお願いします。